

神戸大学長の業務執行状況の確認に関する基本方針について

平成 27 年 3 月 26 日

学長選考会議決定

平成 28 年 1 月 23 日

一部改正

令和 3 年 3 月 22 日

一部改正

令和 4 年 4 月 1 日

一部改正

国立大学法人神戸大学学長選考・監察会議規則第3条第4号に規定する学長の業務執行状況の確認について、以下のとおり取り扱うこととする。

1 実施時期

学長の業務執行状況の確認は、本学学長の任期（4年）を踏まえ、2年ごとに実施するものとし、学長就任3年目となる年度及び学長就任4年目となる年度に開催される学長選考・監察会議においてそれぞれ実施する。

また、学長が再任された場合においては、その任期（継続して6年を超えることはできない）を踏まえ、再任2年目となる年度に開催される学長選考・監察会議において実施する。

なお、学長が1年を超える任期を残して、解任され又は欠員となった場合の後任者に対する実施時期については、その都度定めるものとする。

2 実施方法

学長選考・監察会議は、学長選考において表明された「所信表明書」等に基づき、対象となる期間の業務執行状況に関する資料の提出及び口頭による説明を学長に求める。

学長選考・監察会議は、提出された資料及び口頭による説明の内容を踏まえ、学長等との意見交換を通じて、業務執行状況を確認する。

学長の業務執行状況の確認に際し、学長選考・監察会議に監事等の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

3 公表の取り扱い

学長選考・監察会議は、学長の業務執行状況の確認結果を本学ホームページにて公表する。

4 意見交換会

前各項1～3に定めるもののほか、学長選考・監察会議は学長の業務執行状況の把握のために学長及び監事と意見交換会を実施することができるものとする。なお、意見交換会の実施方法等は、学長選考・監察会議において別に定めるものとする。